

自治体情報システム標準化における海老名市の対応状況について

本市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、対象業務システムの令和7年度末の標準化移行に向け取り組んでまいりましたが、先般、標準化対応事業者の富士通 Japan 株式会社より、自社提供システムで発生している障害への対応と昨今の制度改正への対応により生じた技術者不足を理由とする移行遅延の申し出がありましたので、これに対する本市の状況と取組みについてご説明します。

1 標準化移行遅延による懸念事項

自治体情報システム標準化の移行期限については、「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月閣議決定）」において令和7年度末と定められており、「デジタル基盤改革支援補助金」の補助対象についても令和7年度末までの移行経費とされている。これらを踏まえ本市で懸念される事項は以下のとおりである。

- ① 本市は住民基本台帳をはじめとする **17 業務**が**移行遅延**となる見込み
- ② 移行遅延業務については、基本方針における特例措置の「**移行困難システム**」として国へ報告し対応することとなるが、補助期間の延長については未定となっているため、令和8年度以降の移行経費については全て市の負担となる恐れがある
- ③ また、標準化移行までの制度改正対応については、新旧システムへの対応が必要となり二重投資が生じる恐れがある など

【参考】事業者提示スケジュール

業務名	令和6年6月提示稼働予定	令和6年8月提示稼働予定
住民基本台帳、印鑑、年金、就学、個人住民税、固定資産税、法人住民税、軽自動車税、国保、介護、後期、障がい	令和9年1月	令和11年10月
こども・子育て 児童手当、児童扶養手当	令和9年1月	未提示
戸籍、戸籍附票	令和10年1月	未提示

※他社導入予定の「選挙」「生活保護」「健康管理」については変更無し

2 本市の対応状況

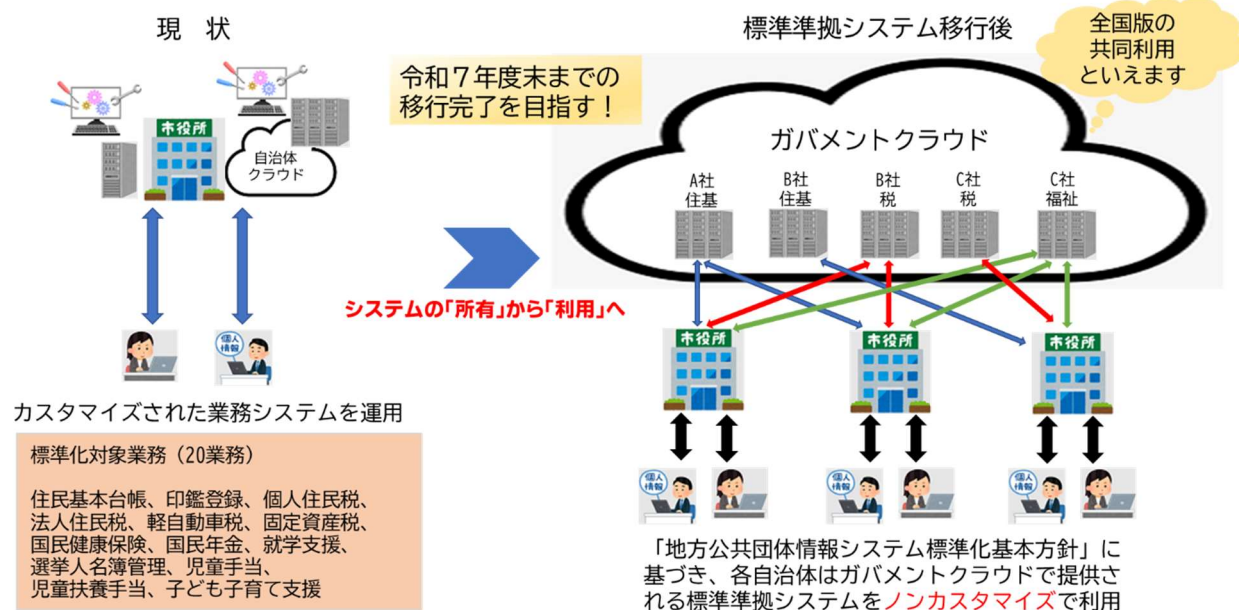
- ① 神奈川県市長会より総務省へ「自治体情報システム標準化に対する要望※」提出
※本市提案 松尾会長（鎌倉市長）より令和6年6月28日に提出
- ② 神奈川県及び県内外自治体と連携し、国に対する標準化移行期限の延伸及びデジタル基盤改革支援補助金の交付対象期間の延長について要望を継続
- ③ 令和6年10月4日にデジタル庁へ本件対応に関する相談を行い、移行遅延が見込まれる17業務については、まずは「地方公共団体情報システム標準化基本方針」で定める「移行困難システム」として、改めて国へ報告するよう指示を受けている
- ④ 事業者との協議を継続し、可能な限り移行経費の縮減と遅延期間の短縮に努める
なお、事業者に対し令和6年10月8日に書面による申入れを実施
- ⑤ 移行完了までの間は現行システムを運用継続し、質の高い市民サービスを堅持する

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市長室 IT 推進課 電話 046-235-4715

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年9月1日に施行

自治体情報システムの標準化とは？



標準化により期待される効果

- システムベンダーの固定化を回避できる
標準仕様書に基づき構築された標準準拠パッケージを**利用**するため、基本機能におけるシステムベンダー間の差異はなく、自治体は利用料や操作性、標準オプション機能の実装有無等で自由にパッケージを選択できる
- 迅速な制度改正対応
共通仕様であるため、制度改正時の改修も標準化され即時反映が可能
- ソフトウェア・サーバー管理に関する職員負担を軽減
ガバメントクラウド上で運用するため、自治体毎での管理が不要
- 運用や保守にかかるコストの低減
標準化により、運用や保守にかかる将来コストの低減が期待できる
- 行政運営の効率化
標準化にあたり、業務の見直しが行われることでムダな処理がなくなる

標準化を取り巻く課題

- 技術者不足の問題
全国一斉の移行作業となるため、IT技術者の確保が困難
- 並行する制度改正への既存システム改修対応
度重なる制度改正への対応により、事業者のリソース不足に拍車
- 標準化移行遅延システムの増加
結果、移行遅延となる自治体が増加 → 「移行困難システム」として個別対応
- 運用コストの高止まり
公共分野での人材確保がさらに困難となり、大規模事業者の寡占による市場の硬直化が危惧される